

しがの学びと居場所の保障プラン(案)

～安心して学び育つための、不登校の状態にある子ども支援～

令和6年 月

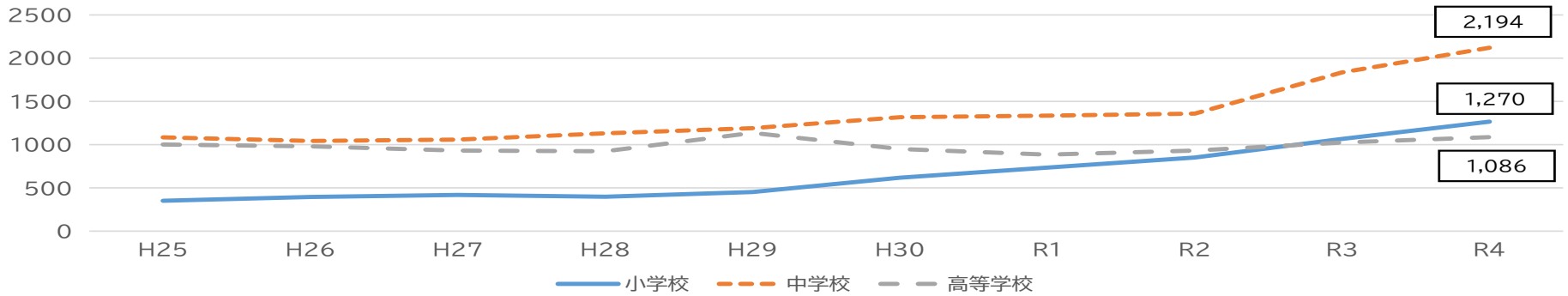


目次

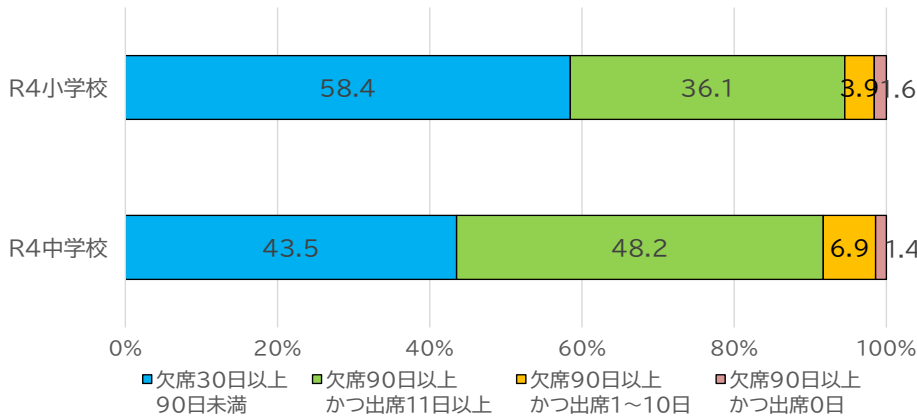
- 1 不登校等に関する現状と課題 P.1～3
- 2 滋賀における不登校の子ども支援の基本理念 P.4
- 3 支援にあたり重視する視点 P.5
- 4 不登校の状態にある子どもへの支援策 P.6
- 令和6年度 滋賀県の不登校対策事業の全体像 P.7～9

1 不登校等に関する現状と課題 不登校等に関する現状① 【令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)結果等】

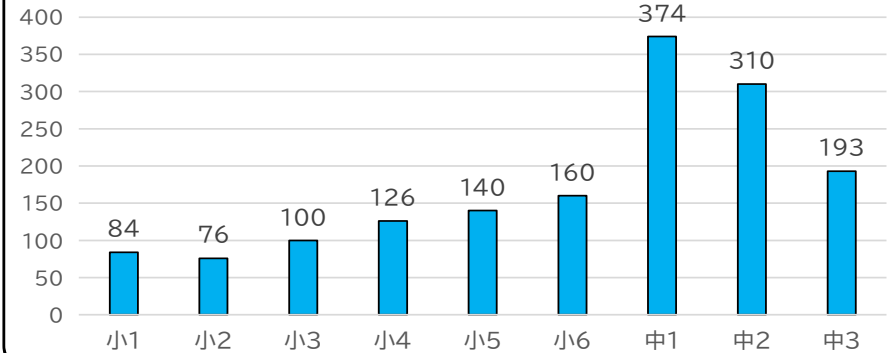
不登校児童生徒数の推移



不登校日数の割合



当該学年から 不登校になった児童生徒数(公立小中)



不登校の背景(公立小中)

【小学校】

- ①無気力・不安 640人(50.6%)
- ②親子の関わり方 188人(14.9%)
- ③生活リズムの乱れ、あそび、非行 177人(14.0%)

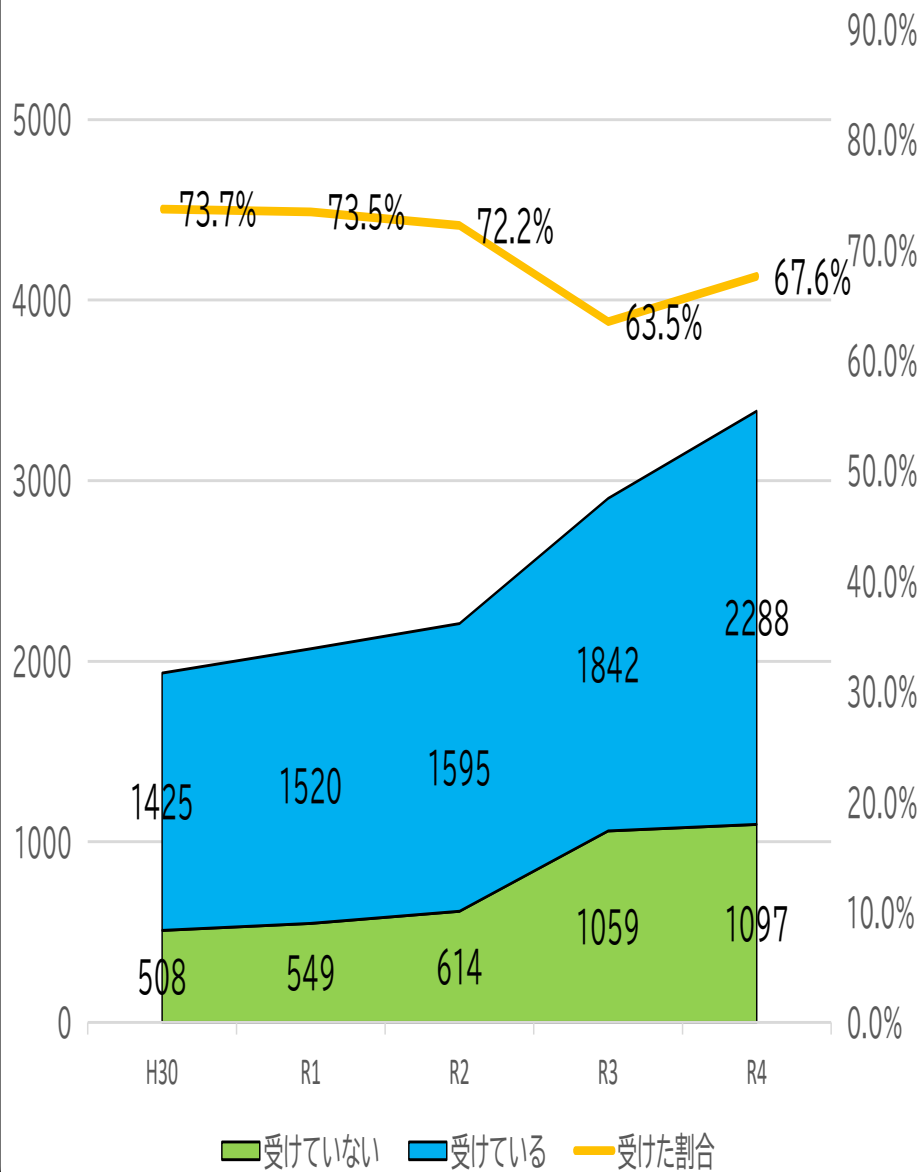
【中学校】

- ①無気力・不安 1,048人(49.4%)
- ②いじめを除く友人関係をめぐる問題 301人(14.2%)
- ③生活リズムの乱れ、あそび、非行 228人(10.8%)

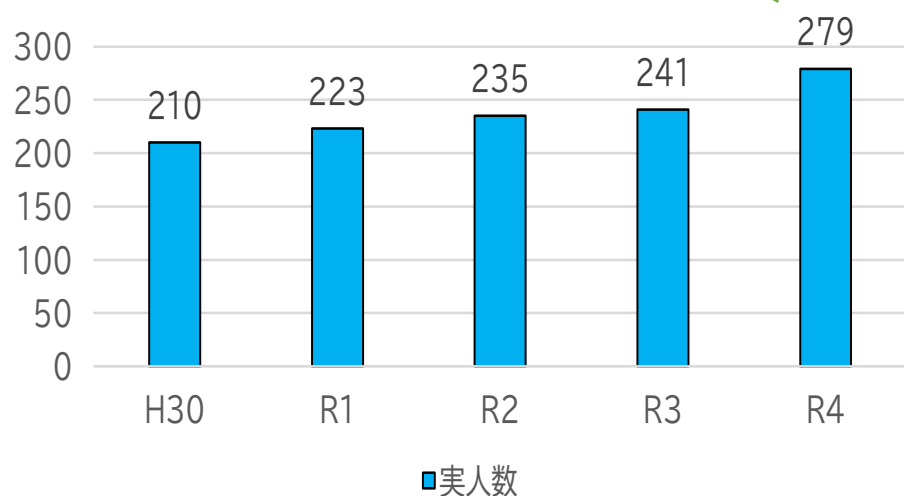
(参考)当事者を対象とした民間団体によるアンケート結果 ※複数回答

- ①先生のこと 23件
 - ②友だちのこと 20件
 - ②身体の不調 20件
 - ②カリキュラムが合わない 20件
- (令和4年 滋賀県フリースクール等連絡協議会調べ)

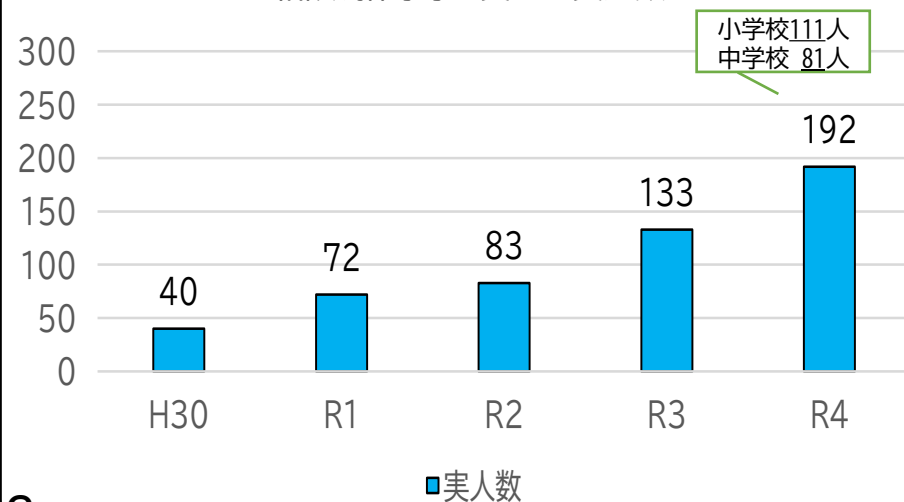
学校内外の機関等で相談・指導等を受けた状況



教育支援センターで
相談、指導等を受けた実人数

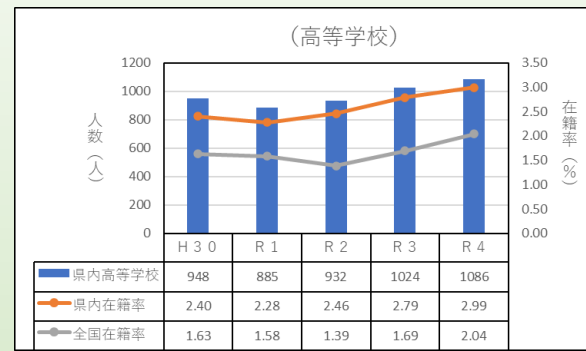
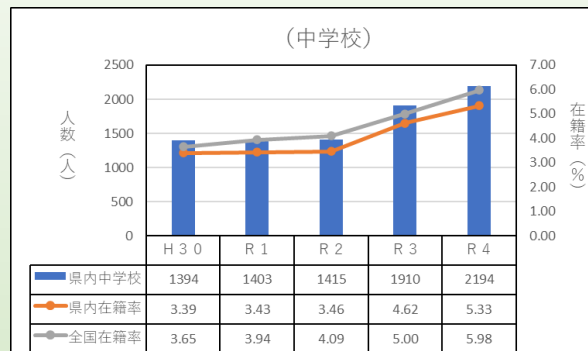
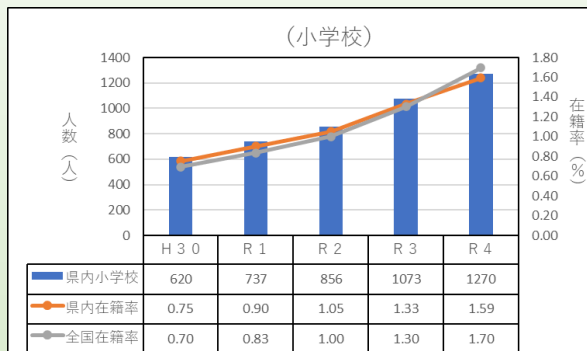


民間団体・民間施設で
相談、指導等を受けた実人数



1 不登校等に関する現状と課題 滋賀県における課題

令和4年度、滋賀県の小・中学校等の不登校児童生徒数は過去最多の状況にある。



【令和4年度 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より】

これまでも、学校教員向けの研修等を通じて不登校の理解と対応が促され、市町等の工夫により多様な学びの場の支援等が行われてきているが、上記のように不登校児童生徒は増加傾向であり、公立の小学生の365人、中学生の732人、高校生の342人が専門家等による相談・指導等を受けておらず、支援につながらない。

※スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭、教育支援センター、民間団体等での、相談・指導を受けていない人数



学校は、「学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割」※を担っている。

※「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年中教審答申)より

こうした学校が担う重要な役割を前提としながら、不登校対策にあたっては、子ども自身の意思を十分に尊重し、学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行っていく必要がある。

2 滋賀における不登校の子ども支援の基本理念

すべての人が愛情をもって関わり
子どもたちの生きる力を育む

安心して成長できる
居場所をつくる

多様な学びの機会
を確保する

子どもの状態に応じ、教育と福祉の観点から、
教育施策と子ども施策に取り組む関係機関が
連携した「チーム」で支援

3 支援にあたり重視する視点

【1】子どもの目線に立ち、小さなSOSを見逃さず、「チーム」で支援します

- * 伝えにくい心の中の不安や悩みに、教員がいち早く気付くことができる
- * 心の小さなSOSに「チーム」で素早く対応することにより、早期に最適な支援につながられている
- * 学校が担う重要な役割を前提として、教育と福祉、医療等が連携し、地域とも連携しながら、子どもや保護者が必要な時に支援が行われる

【2】子どもの状態に応じた学びの機会と居場所を確保し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、学び育つことのできる環境を整えます

- * 学校をはじめ、教育支援センターや社会教育施設、民間施設なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所が確保されている
- * 一人ひとりの学習状況に応じた、わかりやすい授業が行われ、ていねいな学習支援が行われている
- * 学校に行けなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- * 学校に行きたいと思った時に、本人や保護者の希望に沿った行きやすい環境が整備されている

【3】学校を「みんなが安心して学べる」場所にするとともに、多様な学びの場・居場所と連携し、社会的な自立の機会を保障します

- * それぞれの良さ・持ち味を生かした主体的な学びや、みんなが活躍できる機会と出番があり、教員のきめ細かな指導などで学校が魅力ある環境だと実感できる
- * 障害の有無や国籍、言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある
- * 校内に子どもが相談しやすい雰囲気があり、子どものニーズに応じた相談窓口がある
- * 学校とつながりながら、それぞれに合った学び方・過ごし方ができる場で自分のよさや持ち味を生かすことができる

4 不登校の状態にある子どもへの支援策

- 子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を令和6年度以降順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく。
- 支援策については、下記①～⑨の方向性を重視しつつ、順次、市町や関係者の意見を伺いながら具体化を図る。

登校できる		登校できない	
外出できる		外出できない	
登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある	欠席が多くなる (身体症状を訴える場合も)	外出は比較的自由にできる (定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も)	外に出ない (家の中では落ち着いた生活ができる場合もあれば、自室から出ない場合も)
学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要	生活の安定が必要 できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要

子どもの状態

対応する支援策の方向性

①教育と福祉との連携による、本人や保護者への相談・支援体制の充実

②スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置をはじめとする、チーム学校による支援体制の強化

③校内の教育支援体制の強化
(校内教育支援センター等)

④教育支援センターの機能強化

⑤多様な学びの場・居場所の確保
(地域の状況に応じた民間施設の活用等)

⑥自立支援につなぐアウトリーチ強化

⑦オンライン学習等の支援

⑧安心して学べる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化

⑨学びの多様化学校等の検討

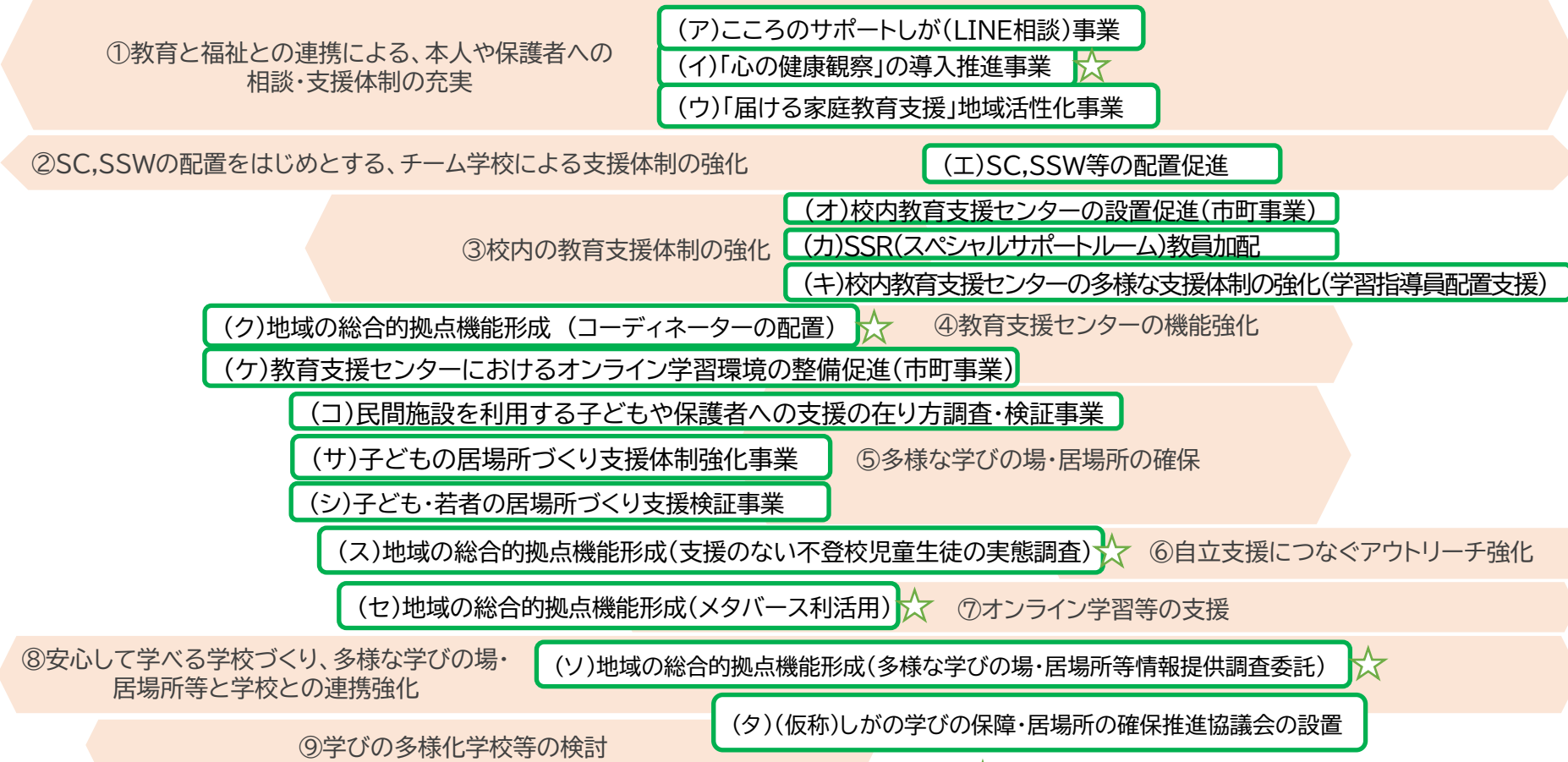
※子どもの状態等については、「不登校の子ども理解・支援ハンドブック」(尼崎市)などを参考に作成。

※次のような取組も重要。快適で温かみのある学校に向けた施設改修等／困難な状況にある保護者等や家庭の支援／進路相談、就業体験・就業支援等

〈子どもの状態〉

〈対応する支援策の方向性〉

登校できる		登校できない	
外出できる		外出できない	
登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある	欠席が多くなる (身体症状を訴える場合も)	外出は比較的自由にできる (定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も)	外に出ない (家の中では落ち着いた生活ができる場合もあれば、自室から出ない場合も)
学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要	生活の安定が必要 できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要



不登校の状態にある子どもの状況把握および支援のイメージ

不登校の状態にある子ども 保護者

※不登校とは病気やケガを除く年間30日以上欠席している児童生徒

支援につがっていない子ども
(現状で小・中学生の約1,100人)

教育支援センターに通う子ども
(現状で小・中学生の約280人)

フリースクール等民間施設を活用する子ども
(現状で小・中学生の約190人)

在籍校の教育支援センターに通う子ども
(現状で小・中学生の約1,050人)
※不登校でない子どもの数を含む

(エ) SC、SSWの配置促進
(ウ)「届ける家庭教育支援」地域活性化事業

SC、SSW等と連携して支援
(在籍児童生徒全体への支援を強化)

(オ) 校内教育支援センターの設置促進(市町事業)

校内教育支援センター

アウトリーチ機能強化を通じた実態把握、支援の充実

相談機能などの強化を通じた実態把握、支援の充実

実態調査(協力費)※・助成
※アンケート等による調査・検証

学習指導員の配置充実等による支援強化

フリースクール等
民間施設

子どもの社会的自立
に向け連携・協働

出席や学習の状況等を定期的に共有し、子どもの成長に必要な環境を連携して確保

学校

【小・中・義務教育学校】

(イ)「心の健康観察」の導入推進事業

市・町

教育支援センター

(ス) 地域の総合的拠点機能形成
(支援のない不登校児童生徒の実態調査)

アウトリーチ機能強化を支援

(ク) 地域の総合的拠点機能形成
(コーディネーターの配置)

教育支援センターの総合的機能の強化

(コ) 民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業

調査内容等を連携して決定
※市町の事務負担に配慮して設計

(キ) 校内教育支援センターの多様な支援体制の強化(学習指導員配置支援)

学習指導員の配置充実等を支援

(コ)の対象として、安全の確保や知識・経験の有無、学校との連携等につき、県が市町と協議して示す考え方に沿った施設※

連携

※県と市町が連携して判断

県ではこれらに加え、(サ)子どもの居場所づくり支援体制強化事業や(タ)(仮称)しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置を通じ、多様な学びの場や居場所づくりの活動を支援

(参考)

- 「(コ) 民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」を実施するにあたっては、不登校の状態にある子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、安全の確保や不登校に関する知識・経験の有無、学校との連携等につき、県が市町と協議して一定の考え方を示すこととしたい。
- なお、この考え方は、様々な状態にある子どもが、社会的自立に向けて踏み出すための環境として最小限求められる点を整理したものとなる予定であり、学びの質等の観点からの認証等を行うものではないことには留意が必要である。
 - ※ 県としては、持続可能な支援策を責任をもって展開していく観点からも、民間団体に対する経常費補助と憲法89条後段が規定する「公の支配」との関係については、施設の設置主体や活動内容等に関しどのようなルールが必要なのか、国との対話を続け、国の見解と一致させながら進めていきたいと考えている。
 - ※ 併せて、希望する市町があれば、多様な学びの場・居場所と学校との連携の在り方(民間施設への不登校の子ども支援のための事業委託や、公設民営での教育支援室等の設置など)について国の連携モデル事業を通じて検証するとともに、多様な学び方が正規の学校教育として認められる「学びの多様化学校(旧:不登校特例校)」の在り方や、多様な学びを実現するカリキュラムの在り方について検討していく。

令和6年度 不登校支援関連事業

①教育と福祉との連携による、本人や保護者への相談・支援体制の充実					
こころのサポートしが（LINE相談）事業	1,232千円	「心の健康観察」の導入推進事業	2,477千円	「届ける家庭教育支援」地域活性化事業	1,463千円
困難な環境にある子どもに対し、LINEによる相談の窓口を設ける。 相談時間 毎日 16:00～22:00		(1) 一人一台端末を活用した環境モデルを構築する。 (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、適切な支援モデルを構築する。		「家庭教育支援アドバイザー」を各市町に派遣し、家庭教育支援チームを中心とした「届ける家庭教育支援」を伴走支援する。	
②SC,SSWの配置をはじめとする、チーム学校による支援体制の強化			③校内の教育支援体制の強化		
スクールカウンセラー等活用事業	179,977千円	スクールソーシャルワーカー活用事業	60,829千円	校内教育支援センターの多様な支援体制の強化 24,617千円	
中学校の一般配置校への配置時間を拡充し、校区内の小学校への配置も充実させる。さらに令和6年度からは特別支援学校にも配置する。		配置時間を拡充し、いじめや不登校をはじめとする困難な状況にある児童生徒に対する適切なアセスメントや関係機関との連携強化等のためのより効果的な配置を行う。		不登校の早期段階に、校内教育支援センターにおいて、個別の学習支援や相談支援を実施するための人材を配置する市町を支援する。	
④教育支援センターの機能強化		⑤多様な学びの場・居場所の確保			
コーディネーターの配置	3,980千円	民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業 21,200千円		子どもの居場所づくり支援体制強化事業 10,950千円	
心の教育相談センターと各市町教育支援センター等関係機関との連携を行い、心の教育相談センターが子どもたちの状態に応じた必要な支援を切れ目なく確保できる拠点のモデルとなるようにする。		(1) 市町への定額補助 調査協力世帯(子ども1人当たり5千円/月)に市町を通じ協力を支給 (2) 調査委託 県内学校・民間施設への調査・ヒアリング		生活困窮など様々な困難な状況にある子どもたちを対象に、社会福祉施設等が市町や学校等と連携して行う食事や入浴、学習支援等の居場所づくりの取組を支援する。	
⑤多様な学びの場・居場所の確保		⑥自立支援につなぐアウトリーチ強化		⑦オンライン学習等の支援	
子ども・若者の居場所づくり支援検証事業	5,000千円	支援のない不登校児童生徒の実態調査	6,347千円	メタバース利活用	1,764千円
民間団体等が創意工夫して行う障害のある子どもや困難な環境にある子ども等の居場所づくりの取組への効果的な支援方法等を検証する。		学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒の実態調査を実施し、自立支援につなぐアウトリーチの支援を強化する。		子どもたちの状態に応じた必要な支援を切れ目なく確保できるよう、ネット上（オンライン上）の仮想空間も含め、分野横断的・包括的な支援を行う。	
⑧安心して学べる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化			⑨学びの多様化学校等の検討		
多様な学びの場・居場所等情報提供調査委託	2,000千円	(仮称)しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置		914千円	
不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないように、適切な情報把握や支援について滋賀県内の民間施設に関する情報を整理し、情報提供を行う。		県市町の教育機関や子ども施策関係機関が連携し、不登校児童生徒に関する施策の方向性について協議するとともに、有識者による懇話会を設け、施策の検討に資する。			

～ 民間施設(いわゆるフリースクール等)を利用される方々へのアンケート調査を実施します ～

滋賀県は、市・町と協同し、民間施設(いわゆるフリースクール等)を利用される不登校児童生徒と保護者を対象として、実態を把握し、今後の施策の検討の基礎とするための調査事業を実施します。毎月(最大12か月)行う調査への御協力に応じて、協力金(5,000円/人・月)を支給します。

対象

子ども・保護者について

- ✓子どもが小中学校で不登校の状態にあること。
- ✓子どもが右欄に該当する民間施設を利用していること。

民間施設について※概要

- ✓不登校児童生徒に対する相談・指導等を主な事業目的とする学校以外の民間の施設であること。
- ✓実施者は事業に関する深い理解と知識・経験や、社会的信望を有すること。
- ✓教育への深い理解と、指導についての知識・経験と熱意を有する相談・指導スタッフが配置されていること。また、相談・指導スタッフは過去に子どもを対象とした性犯罪に関わっていないこと。※
※自己申告に基づく。
- ✓学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ✓学校の課業日における課業時間(概ね8:30～16:00の間)に月1日以上開設されていること。

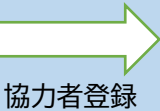
※詳細についてはこちらの資料を御覧ください。→



手続の流れ

<事前の手続き>

実施市町
在住の
保護者等

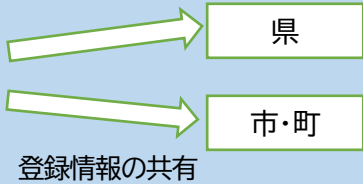


協力者登録

【調査受託事業者】(株)●●●●●

QR 回答フォーム

または (郵送の場合)
〒***-****
●●市●●*-*-**



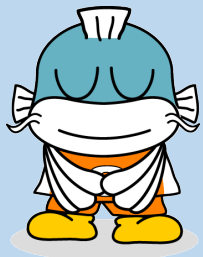
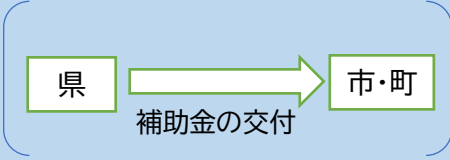
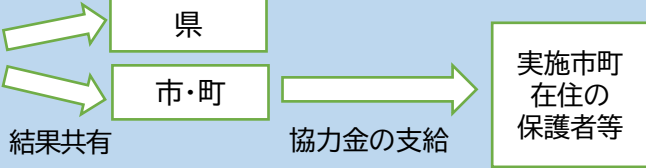
<毎月のアンケート手続き>

実施市町
在住の
保護者等



回答

【調査受託事業者】
(株)●●●●●
(回答確認・集計)



調査に御協力いただける方を募集しています。
対象の皆様からの御登録をお待ちしております。



お問い合わせ先

TEL:077-528-****
E-Mail:*****@pref.shiga.lg.jp
http://www.pref.shiga.lg.jp/*****

「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」における民間施設の考え方（案）

「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」の対象となる施設については、令和元年10月25日付け文部科学省通知における「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参酌し、次の①～④の考え方にすべて該当するものとする。

① 実施主体について

法人、個人は問わないが、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒に対する相談・指導等を主たる事業目的とする学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)以外の民間の施設であって、実施者は同事業に関し深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有するものであること。

② 相談・指導スタッフについて

- ・④に示す時間に施設において利用者に対応できる相談・指導スタッフが配置されていること。
- ・相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校児童生徒への指導についての知識・経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- ・過去に子どもを対象とした性犯罪に関わっていないこと。

③ 学校と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

④ 施設の運営について

施設を利用する不登校児童生徒が在籍する学校の授業日における授業時間（概ね8：30～16：00の間）に月1日以上開設され、相談・指導が行われていること。